

令和8年度行政手続デジタル化推進業務委託企画提案コンペ参加仕様書

1 概要

本仕様書は、三重県(以下「本県」という。))の「令和8年度行政手続デジタル化推進業務委託(以下「本委託業務」という。))」の企画提案コンペの参加及び提案等に関し、必要な仕様を定めるものです。

2 本委託業務の目的

行政手続における、「必要な情報の入手に時間がかかる」、「手続を行う際に窓口に出向く必要がある」、「何度も同じ書類の添付を求められる」といった不便さを解消し、利用者の満足度を高めるとともに、職員が行う行政手続の事務処理等に対する業務負担軽減及び時間削減を図るため、本県では電子申請・届出システムによる行政手続のデジタル化を推進している。しかし、電子申請が可能な行政手続の中には、電子申請の利用率が低いものが存在する。

本委託業務では、業務フローの見直しなどを行ったうえ、利用者が電子申請による手続を行いやすい環境を整備することで、電子申請利用率の改善を図り、利用者及び職員の双方にとって真に利便性のある行政手続のデジタル化を推進することを目的とする。

3 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 令和8年度行政手続デジタル化推進業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月19日(金)まで
- (3) 業務内容 令和8年度行政手続デジタル化推進業務委託 仕様書のとおり

4 契約上限額

2,299,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

5 参加条件

(1) 企画提案コンペ参加資格

- ① 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ① 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- ② 三重県物件関係落札資格停止要綱(以下「落札停止要綱」という。))により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- ③ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(3) その他

共同事業体により参加する場合は、各構成員が(1)及び(2)の条件を全て満たすこと。

6 企画提案コンペの参加意思表示

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり参加資格確認申請書を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 令和8年度行政手続デジタル化推進業務委託企画提案コンペ参加資格確認申請書
・第1号様式

- ② 上記①の添付書類 各1部

※三重県入札参加資格者名簿(建設工事関係)、三重県物件等電子調達システムの登録者であ
って、登録済みの情報に変更がない場合は書類の提出を省略できるものとします。

- ・登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合は、商号、所在地、代表者、(資本金等)の事項
が記載されているもの。写し可)
- ・役員等に関する事項(役員等に類する方が複数存在する場合)【第2号様式】
- ・身分証明書(個人の場合身分証明書。本籍地市町村長証明のもの。写し可。)
- ・成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書(個人の場合。発行から
3ヶ月以内のもの。写し可)
- ・企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状【第3
号様式】
- ・共同事業体等、複数社から成る組織による申請の場合はその委任状【第4号様式】
- ・その他入札公告及び入札説明書に示す書類

(2) 提出期限

令和8年8月12日(水) 12 時必着

(3) 提出先

下記19に示す所属

(4) 提出方法

上記(3)の提出先に持参又は郵便もしくは民間事業者による信書便にて提出してください。
ただし、押印を省略した場合は、電子メールにより提出することも可とします。

なお、郵便もしくは民間事業者による信書便又は電子メールにより提出する場合は、提出期
限までに電話で下記19に記載する所属に受理の確認をしてください。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で下記19に記載する所属に持参する日時の連
絡を行ってください。

(5) 企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

提出された上記6(1)等により、資格審査を行います。資格審査の結果は、令和8年8月26日
(水)17 時までに電子メールで通知します。

(6) 共同事業体等、複数社から成る組織による参加の場合

構成する事業者のそれぞれが共同事業体協定書兼委任状(第4号様式)により代表者に委任
したうえで、代表者が企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式等)を提出すること。

7 企画提案資料の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年9月1日(火) 17 時必着

(2) 提出先

下記19に記載する所属

(3) 提出方法

上記提出先へ持参又は郵便もしくは民間事業者による信書便にて提出してください。ただし、押印を省略した場合は、電子メールでの提出も可とします。

なお、郵便もしくは民間事業者による信書便又は電子メールにより提出する場合は、提出期限までに電話で下記19に記載する所属に受理の確認をしてください。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で下記19に記載する所属に持参する日時の連絡を行ってください。

8 提出を求める企画提案資料及び提出部数

別紙「提出を求める企画提案資料」のとおり

9 最優秀提案の選定方法

別に設置する「令和8年度行政手続デジタル化推進業務委託企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定要領に基づき審査し、最優秀提案を選定します。なお、「(2)企画内容」、「(4)実施体制」の項目については、配点を2倍とします。

(1) 的確性

- ・委託業務の趣旨を理解し、具体的な提案であるか。

(2) 企画内容

- ・業務目的を達成するために、業務内容(対象手続の選定、現状分析、業務フロー改善、横展開提案等)の実施において独自のアイデアを盛り込んだ具体的な手法を提案しているか。
- ・利用者及び職員の双方にとって、効果的かつ効率的な提案内容であるか。

(3) 実現可能性

- ・業務目的を達成するために、実現可能な提案内容であるか。

(4) 実施体制

- ・業務の実施体制は十分であるか。
- ・業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。
- ・業務の実施スケジュールは適切であるか。

(5) 経済性

- ・業務の実施について、十分な効果が期待できる適正な見積りであり、かつ、費用対効果の高い内容であるか。
- ・本県に対する業務負担の少ない提案であるか。

10 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。実施時期及び場所、形態は、次のとおりとします。

- ・時期:令和8年9月10日(木)を予定
- ・場所:Web 会議システム(Zoom)
- ・形式:Web 会議システム(Zoom)によるリモート形式とし、画面共有機能による投影と提出済みの企画提案書との併用で行うこととします。

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書面審査を行い、優秀提案者を5者選定したうえで、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。

提案者が多数の場合の書類審査の結果については、提案したすべての者に対して、また、プレゼンテーションの実施日時、Web 会議システムの接続に必要な URL、パスワード等については、プレゼンテーションの参加者に対して、令和8年9月3日(木)17 時まで(予定)に電子メールで連絡します。

また、プレゼンテーションの実施に先立ち、Web 会議システムの接続テストを令和8年9月8日(火)(予定)に行うこととします。接続テストに必要な URL、パスワード等については、令和8年9月3日(木)17 時(予定)までに、電子メールで連絡します。

プレゼンテーションにおける説明は、8 で提出のあった企画提案資料により行うものとします。

なお、提出済みの企画提案書と Web 会議システムの画面共有機能で投影する資料について、内容の差異や追加記述は認めません。もし内容差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案書の内容により審査・選考を行います。

また、プレゼンテーションを行った者は本委託業務に従事することとします。

11 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

本件に関する質問(企画提案の手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の企画提案及び契約に関する一切の事項)がある場合は、次のとおり文書により行ってください。

(1) 質問の受付期限

公告の翌日から令和8年8月4日(火)12 時まで(必着)

(2) 質問の方法

質問は、質問申請書(別紙様式)により、電子メールで提出してください。電子メール送信後、必ず電話により受信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、事業者名の他、回答を受ける担当窓口の部署名、担当者名、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の提出先

下記19に記載する所属

(4) 質問に対する回答

受付した質問に対する回答は、令和8年8月6日(木)17時までに、原則、三重県ホームページに掲載することとします。

なお、質問提出の有無にかかわらず、企画提案書等提出前には質問内容に対する回答ページを確認してください。

(5) その他

本件の条項その他に関し疑義がある場合は、下記19に記載する所属に説明を求め、十分ご

承知おきください。なお、企画提案コンペ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

12 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

13 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者にあつては、上記12の通知を受けた後に、以下の書類を各1部ずつ提出してください。

(1) 提出書類

- ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し
- ② 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し
- ③ 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書。

(2) 提出期限

別途通知します。

(3) 提出場所

下記19に記載する所属

(4) 提出方法

持参、電子メール、郵便又は民間事業者による信書便

14 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項の第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去3年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

(3) 契約は、下記19に記載する所属で行います。

(4) 契約書の作成、提出については、規則第76条、第77条によります。

- (5) 契約書は、書面による場合は2通作成し、双方各1通を保有します。電子契約による場合は電子署名を行い、各自保有します。
- (6) 契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)
- (7) 監督及び検査は、契約条項の定めるところによります。
- (8) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期は、契約条項の定めるところによります。
- (9) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書を上記13により提出してください。

15 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

17 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ③ 下記19に記載する所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、下記19に記載する所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する経費は、提案者が負担するものとします。
- (2) 成果物の著作権は業務委託仕様書に記載のとおりとします。
- (3) 提出のあった企画提案資料は返還しません。
- (4) 報告書の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (5) 応募書類等に記載された個人情報については、本委託業務の目的以外の目的で使用することはありません。

- (6) 企画提案書等提出された書類は、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)に基づき、情報公開の対象文書となります。
- (7) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (8) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 当該企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、本参加仕様書等に基づき適正な企画提案を行わなければなりません。
- (10) 契約の相手方となった場合には、業務委託仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (11) 契約締結権者は、規則第80条第1項各号又は第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- (12) 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- (13) 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収します。
- (14) その他仕様書に記載がない事項については、規則の定めるところによります。

規則については下記の URL からご参照ください。

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=27&fromJsp=SrMj>

19 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課デジタル県庁推進班 高野、富田

TEL: 059-224-2796 E-mail: it@pref.mie.lg.jp